

SmartMakerソリューション利用規約

第1章 サービスの利用

第1条 サービスの変更及び改訂

- ① お客様は当社が提供するサービスを本規約と当社が指定する利用規約に従いご利用いただけます。
- ② 当社がサービスを通して提供する使用权は当社の所有物、当社は使用权の詳細(制作、変更、維持、メンテナンス)に対する包括的な権利を持ちます。
- ③ 当社はお客様の使用权を保護し、健全な電子商取引の秩序を守るために必要な措置を取ります。
- ④ 当社は相当の理由がある場合に限り、運営・技術上の必要によるサービスの変更(パッチ)ができ、サービスの変更(パッチ)後、サイトなどを通してお知らせいたします。

第2条 サービスの提供及び中止など

- ① サービスの使用权は、当社の方針により、制限時間なしでご提供いたします。当社がサービスの提供時間を制限する場合、使用权の初期画面とホームページに適切な方式でお知らせいたします。
- ② ①にもかかわらず、次の項目に該当する場合はサービスが一時的に制限される可能性があり、当社はその間にサービスを提供することができません。
 1. PCなど情報通信設備のフェールオーバー、メンテナンス、交替または使用权の内容とサービスの変更が行われる場合
 2. ハッキングなどのサイバー侵害事故、通信事故、非正常的な使用权の利用摘発、予測できないサービスの不具合に対応する場合
 3. 関連法令により、特定の時間または方法でサービスを提供することを禁止する場合
 4. 自然災害、非常事態、停電、サービス設備の障害またはサービスの利用者

が爆増して正常的なサービスの提供が不可の場合

5. 当社の分割、合併、営業譲渡、営業中止、当サービスの収益悪化など、会社の経営上、重大な必要による場合

- ③ 当社は②の1の場合、毎週または隔週に一定時間を定めてサービスを中止することができます。この場合、当社は少なくとも24時間前にその内容をお客様に使用権の初期画面とホームページにお知らせいたします。
- ④ ②の2の場合、当社は事前案内なしでサービスを一時中止することができます。この場合、事後に当社はその内容をお客様に使用権の初期画面とホームページにお知らせいたします。
- ⑤ 当社が提供する無料サービスの利用と関連してお客様に発生する全ての損害について、当社では責任を負いかねます。
- ⑥ 当社が提供する有料サービスの利用と関連して、当社の帰責事由で1日12時間以上連続してサービスが中止または障害が発生する場合、継続的利用契約のお客様に限り、サービスの中止・障害時間の2倍に当たる利用時間を無料延長し、利用者は当社に別途の損害賠償を請求できません。
当社がサーバー保守などの理由でサービスの中止・障害を事前にお知らせいたしましたが、サービスの中止・障害時間が10時間を超える場合、超えた時間ほど利用時間を無料延長し、利用者は当社に別途の損害賠償を請求できません。
- ⑦ ②の2あるいは5の場合、当社は運営・技術上の必要によりサービスを全部中止できます。事前に通知できかねる場合は事後にお知らせいたします。
- ⑧ 当社が⑦により、サービスを中止する場合、お客様は無料サービス、利用期間が終了した有料サービス、継続的有料利用契約、期間制限の使用権、永久使用権に対する損害賠償を請求できません。

第3条 情報の提供

当社は次の事項を使用権の初期画面とホームページにお客様に分かりやすく表示します。

- ① 商号
- ② 製品名

- ③ 利用等級
- ④ 等級分類番号
- ⑤ 制作年月日
- ⑥ 著作権制作者または配給者の申告番号または登録番号
- ⑦ その他の当社が必要と認める事項

第4条 情報の収集など

- ① 当社はサービス内でお客様間の全ての内容を保存できます。当社はお客様間の紛争調整、苦情処理、著作権秩序の維持のため、当社が必要と判断する場合に限り、本情報を閲覧できます。なお、本情報は当社のみ扱いでき、法令で権限を付与されない第三者は絶対閲覧できません。当社は本情報を閲覧する前に、情報閲覧が必要な理由と閲覧範囲を情報提供者に事前に通知いたします。しかし、情報盗用、現金取引、言葉の暴力、詐欺などの欺瞞行為、不具合の悪用、その他の現行法令の違反行為および本規約の第13条で定める重大な規約違反行為の調査、処理、確認と権利救済と関連するお客様の情報を閲覧する必要がある場合には、事後に当該情報の提供者に閲覧した理由と情報の中で本人と関連した部分のみを通知いたします。
- ② 当社はサービスの運用およびプログラムの安定化などのサービスの品質改善のために、お客様のPC、スマートフォンなどのデバイス仕様および設定情報、MAC、IPアドレスなどの情報を収集・活用できます。

第5条 利用商品

- ① 当社はお客様が別途の費用なしで利用できるサービス(以下「無料サービス」)と、当社が策定した料金をお支払いしてご利用いただくサービス(以下「有料サービス」)を提供し、お客様はサービスを選択してご利用いただけます。有料サービスはお客様の選択により、一括払いとサブスクリプション方式を提供します。
- ② ライセンスのサブスクリプション方式は、お客様がサービスの約定期限を購入の時設定し、所定の料金割引をお受けになられる条件で毎月サービスの料金を納付する制度です。この制度は最少3ヶ月間が必須約定期限であり、期限内に

は解約不可です。3ヶ月以後、お客様の都合による期限内の解約の場合、解約払戻金((消費者価格-月費)*利用月数)と所定の違約金が発生します。

- ③ ②のサブスクリプションをご契約いただくお客様が、約定期限の満了7日前までサービスの解約を通知なさらないと、お客様の約定が以前と同一の条件で自動延長すると判断し、続けてサービスを提供いたします。ただし、36ヶ月約定は永久ライセンスなので除外です。(サービスのご解約不可)
- ④ サービスに対する代金支払い方法は当社が定めた方法をご利用できます。
- ⑤ 有料サービスのご利用に関連して、お客様は有料サービスの利用のため、次の項目を遵守しなければなりません。
 - 1. 有料サービスをご利用するお客様は、サービスの利用料金をお支払いください。
 - 2. 有料サービスをご利用するお客様は当社が提供する方法により、サービスの利用料金をお支払いください。仮想口座でお支払いいただくお客様は、お申込日から3日以内に入金いただくようお願いします。入金期限を過ぎる場合はお申し込みがキャンセルされます。
 - 3. クレジットカード決済でサブスクリプション方式をお選びいただくお客様の利用料金は、約定期限が終了する時点にお客様がご登録いただいた代金決済情報に基づいて、毎月自動請求されます。
- ⑥ 当社は、お支払いを必要とする有料サービスを未成年者のお客様がご利用いただく場合、保護者などの法定代理人の同意が必要です。同意なしで行われた有料サービスの利用は、法定代理人がキャンセルできることを有料サービスの決済前に通知いたします。

第6条 決済方法

- ① サービスの決済は、本規約にご同意いただいたお客様に限りできることを原則とします。
- ② ポイントのチャージ単位は100円、300円、500円、1,000円、2,000円、3,000円、5,000円、10,000円、50,000円をご提供いたします。
- ③ クレジットカードなどをご利用し1ヶ月以上期限があるサービスをお支払い

ただく場合(期限がない場合を含む)、毎月自動請求で使用权をご利用いただくと、お客様に別途通知することなく自動的に決済されるものとします。

- ④ 特定の決済方法の場合、使用金額が制限される可能性があります。

第7条 決済手段

- ① お客様は、当社が提供する下記の決済手段の中で、お客様に適切な手段をお選びいただけます。
- ② 当社の政策と都合により、決済手段の追加と削除が予告なく行われる可能性があります。
- ③ お客様にお支払いいただくと、各決済サービスの代行会社の利用規約とサービス規定に同意いただいたと判断し、決済の限度額は各代行会社の基準が適用されます。

1. クレジットカード決済

- 本人名義のカードのみ決済できます。

2. その他の決済手段

- 当社の政策と都合により追加または変更される可能性があります。

第8条 ポイント

- ① 当社はおお客様のコンテンツの利用実績と登録実績、お友達紹介キャンペーンの参加実績などでポイントを提供し、このポイントの有効期限は提供時点から1年です。期限内に使用されなかったポイントは消滅する可能性があります。
- ② ポイントの付与にエラーが発生する場合、お客様は30日以内に訂正をご要請いただけます。当社が確認後、結果をお客様に通知いたします。なお、必要の場合はポイントを訂正することがあります。
- ③ 当社は経営・技術上の理由で事前に通知してポイント制度を終了できます。事前通知の期限は少なくとも終了14日前までです。この場合、終了日まで使用されなかったポイントは消滅します。

第9条 コンテンツなどの著作権の帰属

- ① サービスの中で、当社が制作した「ソリューション」およびコンテンツ、ウェブサイトとサービスポータルに対する著作権およびその他の知的財産権は当社の所有です。
- ② 当社が提供するサービスをご利用いただくことで獲得された情報の中で、当社または情報提供者に知的財産権が帰属されている情報を当社または情報提供者の許可なしでコピー、伝送、出版、配布、放送、その他の方法による営利目的の活動、第三者に共有することを禁止されています。
- ③ 使用権内に表示される、または、サービスと関連して他の使用者が使用権あるいはサービスを通してアップロードまたは転送するテキスト、イメージ、サウンドを含む全ての資料と情報(以下「使用者コンテンツ」)に対して、お客様は当社が次の方法と条件で使用者コンテンツを利用することに同意いただいたとみなします。
 1. 使用者コンテンツを利用して、編集、変更、その他の加工すること(公表、コピー、公演、転送、配布、放送、二次的著作物の制作など、何らかの形で利用可能であり、利用時間と地域には制限なし)
 2. 使用者コンテンツを制作した提供者が、当社が運営するサービスサイトにコンテンツをアップロードすると、取引のために事前同意いただいたと判断します。なお、使用者コンテンツが販売され収益が発生したら当社が定めた基準に従い収益を分配すること
- ④ 使用権内に表示されない、サービスと一体化していない使用者コンテンツ(例、電子掲示板の投稿)に対して、当社はおお客様の明示的同意がない場合、商業的に利用できかねます。なお、お客様はこの種類の使用者コンテンツをいつでも削除いただけます。
- ⑤ 当社はおお客様が掲示・登録するサービス内の投稿文、掲示物に対して本規約から規定する禁止行為であると判断する場合、事前通知なしでこの投稿文、掲示物を削除、移動、登録拒否ができます。
- ⑥ 当社が管理する掲示板に登録された内容により法律上の権利を侵害されたお客様は当社に該当する情報の削除、あるいは反論内容の掲示をご要請いただけます。この場合、当社は迅速に必要な対応を行い、結果を申込人に通知い

たします。

- ⑦ ③はサービスの運営期限の間に有効であり、お客様の退会後にも持続的に適用されます。

第2章 アプリケーション・プラットフォームおよびソリューションの使用

第10条 プラットフォームおよびソリューション製品

- ① 当社はプログラミング技術がない誰でも自分が望むソフトウェア製品とデジタル・コンテンツを自ら制作して使用する新しい文化を醸成するため、次のようにコーディングが必要ない最新技術のソフトウェア制作ソリューションおよび端末用プラットフォーム、サーバー用プラットフォーム(以下「ソリューション」)などを研究・開発しお客様にご提供いたします。
 1. 制作ソリューション製品：SmartMaker ビルダ―(SmartMaker / Builder)
 2. 端末用プラットフォーム：SmartMaker ランチャー(SmartMaker / Launcher)
 3. サーバー用プラットフォーム：SmartMaker サーバー(SmartMaker / Server)
- ② 当社が提供する前項の「ソリューション」製品はSmartMakerのサービスに登録した人であれば、誰でも製品のダウンロード、動画などの学習を利用できます。また、アプリプログラムと電子書籍などのスマートコンテンツを自ら制作して利用できます。
- ③ 同時多数の接続者をサポートするサーバー用プラットフォームは、クラウドサービス方式で提供することを原則とします。クラウドサービス方式のサーバー・サービスに加入する場合、当社はただのアプリケーション・プラットフォームを提供し、ハードウェア・ネットワーク・WAS・DBMSなどのインフラ構築と使用料金は加入者負担です。

第11条 ライセンスの提供

- ① 当社が提供する「ソリューション」製品は、多くの人々が長い間、努力と資金を投資して創案した知的財産なので、ライセンスの提供は有料販売を原則とします。
- ② しかし、前項にもかかわらず、「自分に必要なSWを自ら制作して使用する、新しい世界を作ろう。」というソフトウェア新文化キャンペーン(以下「キャンペーン」)の一環として、非商用の目的で使用する個人使用者には、無償ダウンロードサービスなど、この「キャンペーン」に参加する様々な方法でライセンスの使用をサポートします。

第12条 ライセンスの購入

- ① 当社が提供する「ソリューション」製品を、一般企業、公共機関、学校および団体などの組織が商業用で使用する、または、組織内の構成員が業務のため使用する場合には正規ライセンスを購入し使用しなければなりません。
- ② 当社は「ソリューション」製品のライセンスをインターネット上でオンライン決済を通して供給します。ただし、お客様の便宜を図るため、オフライン供給と、ソリューションとプラットフォーム製品の内部の購入機能もご提供しています。
- ③ ②の購入方法にかかわらず、「ソリューション」製品の購入者、使用者はこの規約の規定を遵守しなければなりません。

第13条 使用者の教育およびサポート

- ① 当社は「ソリューション」製品の使用者をサポートするため、ユーザーガイド(マニュアル)および関連する技術文書、動画、eラーニング、使用者の教育訓練を無料あるいは有料でご提供します。
- ② 当社は使用者が「ソリューション」製品を使用する過程で直面した技術的問題を解決し、知識を案内する技術サービス業務をオンラインサービスで行うことを原則とします。
- ③ ②にかかわらず、当社は「ソリューション」製品および技術に対するより深い技術力とノウハウを必要とする使用者のため、メンバーシップ・サービスもご提供します。

- ④ 2にかかわらず、当社は使用者が特定のアプリケーションの開発プロジェクトを行う場合、または問題解決のために知識・技術・経験・ノウハウなどのサービスが必要とする場合、お客様と個別的に契約を通じてコンサルティング・サービスもご提供します。

第14条 コンテンツ互換性のサポート

- ① 当社が提供する「ソリューション」を活用して制作したスマートコンテンツ製品は様々なOSとデバイスに配布できます。また、一つの製品が各々のOSと装置から同じく動作する互換性をサポートするため努力します。
- ② しかし、一部のOSとデバイスでは、その固有構造と機能的限界により、スマートコンテンツ製品が同じ動作が行われることが不可であるか、機能が制限される可能性があります。それ以外にも市場の普及率が低いもの、産業標準ではないOSとデバイスはサービスができかねます。

第15条 コンテンツのパッキングおよび配布

- ① 当社が提供する「ソリューション」に基づいて制作されたスマートコンテンツは、基本的に当社が運営するSmartMarketに登録されるように設計されています。
- ② 「ソリューション」に基づいて制作されたスマートコンテンツが、前項の規定に従わない場合、正常動作の保証ができかねます。また、他のマーケットとサイトに配布されない可能性があります。
- ③ 「ソリューション」に基づいて、指定されたマーケットに登録したスマートコンテンツとしても、一部のプラットフォームベンダー提供ベンダー社およびマーケット運営社の内部政策、運営指針に従い、登録できない場合、または登録が拒否される場合が発生する可能性があります。

第16条 運営管理および広告メッセージ

- ① 当社が提供する「ソリューション」製品を、無料あるいは有料ダウンロードしてインストールした使用者、このサービスの使用者として登録いただいたお客様は、当社がビジネスのため発送するメッセージの受信に同意いただいたとみなします。

- ② 前項により、当社はお客様に「ソリューション」製品サービスの提供のため運営管理の情報などをメッセージで発送できます。
- ③ 当社は、「コンテンツ媒体広告の運営基準」に従い、「ソリューション」およびスマートコンテンツの利用者に広告メッセージを発送できます。

第17条 アップグレードのサポート

- ① 当社は、「ソリューション」製品の実行環境であるOS・ハードウェア・ネットワークなどの技術的インフラの変化に対応した製品を制作する、または、「ソリューション」の運営中に発見された不具合と機能補完を処理した製品を制作する場合、無償アップグレードをご提供します。
- ② 当社は、使用者が「ソリューション」製品を正常にアップグレードしなかったため、発生したどのような問題に対しても責任を負いかねます。

第18条 新製品および上位バージョン

- ① 当社の開発計画により、時間と費用を投資して「ソリューション」に新しい適用対象と拡張機能、改善事項を提供する新製品および上位バージョンを開発し供給する場合は、有料アップグレードを原則とします。
- ② 前項により、既存「ソリューション」製品のご利用中のお客様がアップグレードをいただく場合、特別な割引サービスを提供できます。

第19条 サービスの終了

- ① 当社がお客様に提供する「ソリューション」およびコンテンツ製品のライセンス期限、約定期限が満了された場合はサービスが自動終了されます。
- ② 当社はお客様が「ソリューション」およびコンテンツ製品のライセンス料・サービス料金を2ヶ月以上滞納する場合、製品のアップグレード、技術サービスを中断できます。なお、当該「ソリューション」およびコンテンツの実行が中止される可能性があります。

第20条 参与制度と補償

- ① 当社は、当社のコア・コンピタンス(革新能力)である「SW工学自動化技術」を盛り込んでいる「ソリューション」をできるだけ多くの人々に広く普及し、誰でも自分に必要なアプリケーションを制作してビジネスと日常瀬役に活用

するよう、SW新文化キャンペーンを展開しています。

- ② ①に従い、お友達紹介キャンペーン・補償制度・スマートコンテンツ(アプリプログラム、電子書籍など)の制作サポート、宣伝・マーケティング活動、ポイント制度などのような様々な参加制度と補償制度を運用しています。

第21条 知的財産権の保護

- ① お客様は当社が提供する制作ソリューション、端末用プラットフォーム、サーバー用プラットフォームなどの「ソリューション」製品と技術資料を扱う過程で、プログラム保護法と著作権法などが定めるところにより、当社の知的財産の権利を保護する義務があります。
- ② 当社が提供する「ソリューション」製品およびサービスと技術資料を変造・改ざん・再構成する行為、第三者に許可なく共有・コピーすることを禁止しています。
- ③ この条項で規定した著作権保護の内容を遵守しない場合、または当社の知的財産権を侵害する場合は、これにより発生する全ての直接的または間接的損害を賠償しなければなりません。

第3章 SmartMakerサイトおよびマーケット運営

第22条 SmartMarket

- ① 当社は誰でも自由に参加して暮らしを豊かにするスマートコンテンツを制作・販売・活用できるオープンマーケットであるMakerStoreとSmartMarket(以下「マーケット」)を運営します。
- ② MakerStoreは、スマートコンテンツの制作に求められるキャラクター、画像、アニメーション効果、動画、音楽、効果音、アバター、設計資料、テンプレート、書籍などの要素を登録し販売できます。
- ③ SmartMarketは、当社が提供する「ソリューション」に基づいて制作したアプリプログラム、電子書籍、スマート漫画などの様々なスマートコンテンツはもちろん、他のツールや技術で制作されたデジタル・コンテンツも登録し販売できます。

第23条 コンテンツの提供者

- ① お客様であれば、誰でも自分のコンテンツを制作して一般大衆(以下「使用者」)に提供するコンテンツの提供者の役割を果たすことができます。
- ② 前項により、「提供者」のお客様は活動および管理に必要な情報(連絡先、販売方式、収益金支給方法など当社が指定した付加情報)を登録しなければなりません。

第24条 コンテンツの制作と登載

- ① 「提供者」は、自分の知識と経験、趣味と特技、アイデアなどを活かして日常生活とビジネス活動の利便性を高めること、教育訓練をサポートすること、人々に楽しさを提供することができるスマートコンテンツ製品を制作して、マーケットに登載できます。
- ② 前項により、登載されるスマートコンテンツは提供者の選択に従い、公開・非公開の処理、有料・無料配布、供給条件などを決定できます。
- ③ 提供者がスマートコンテンツ製品をマーケットに登載することは、当該製品が使用者をターゲットにして提供されることに同意し、使用者が当該製品を使用する中に発生する問題を解決するため積極的に努力すると合意したとみなします。

第25条 コンテンツの登録と管理

- ① 「提供者」がスマートコンテンツの登載を申し込むと、当社は内規に従い、当該コンテンツ製品の用度・品質・性能・使用性・完成度・法的制約などを全般的に検討して登録に問題がないと判断される場合、製品をマーケットに登録して供給を開始します。
- ② ただし、登載されたコンテンツが登録後に問題が発生する可能性があるとは判断される場合、申込人に返送し、コンテンツに補完が必要なことをご案内しています。
- ③ 当社は登載されたコンテンツが第三者の権利・知的財産権を侵害する恐れがある場合、公序良俗を違反する恐れがある場合、当社の事業推進とマーケットの運営政策に反する場合、登録を拒否できます。

第26条 コンテンツの検索と陳列

- ① 当社は、スマートコンテンツを分類および展示する固有の体系と基準に従い、登録されたコンテンツと商品をショーケースおよび検索画面に陳列します。
- ② 当社が特定のコンテンツ製品について広告受注などを受け付ける場合、ショーケースおよび検索画面で受注を受けた製品を優先表示できます。
- ③ 「提供者」が掲載を申し込む時、公開して有・無料販売を設定したコンテンツは、当社が主管して他のマーケット、ウェブサイト、協力機関に供給契約を締結し、コンテンツを販売および提供できます。

第27条 コンテンツの有料販売

- ① 有料販売コンテンツおよび商品のご購入いただいた使用者は、その代金をクレジットカードなどの決済手段と、ポイントで決済できます。
- ② 有料販売コンテンツおよび商品の収益金は、購入者が決済した金額から決済手数料、販売手数料などを差し引いた金額として判断します。これをコンテンツ製品の提供者別に集計し、決済手段で分類して純収益額を管理します。
- ③ 前項により、コンテンツの提供者別に集計した純収益額の70%をコンテンツの提供者に配当します。

第28条 コンテンツの広告販売

- ① 「提供者」は、コンテンツ製品に広告を挿入できます。
- ② 当社は「提供者」が無料販売と供給条件を設定したスマートコンテンツ製品に広告を挿入できます。
- ③ 当社は、スマートコンテンツ製品を媒体とした広告の収益金を決済手数料、販売手数料などを差し引いた金額として判断します。これをコンテンツ製品の提供者別に集計し、決済手段で分類して純収益額を管理します。
- ④ 前項により、コンテンツコンテンツの提供者別に集計した純収益額の50%をコンテンツの提供者に配当します。

第29条 販促およびキャンペーン参加

- ① 当社は、スマートコンテンツの提供者と使用者の発展を図り、SW業界とマーケットの活性化のため、様々な広告と宣伝活動、マーケティング活動を展

開することができます。

- ② 前項により、当社が広告宣伝およびマーケティング活動を展開する時、「提供者」が有料販売するスマートコンテンツに対して割引あるいは無料提供などのキャンペーンを行うことができます。この場合、各コンテンツの提供者は、自分のコンテンツおよび商品に対する市場を先取りし、新規顧客の確保、広告宣伝などのため必ず参加することになります。

第30条 月次決算および収益配当

- ① 収益は実現主義に従い、費用は発生主義に従います。当社はスマートコンテンツの提供者別に月単位の売上高、諸経費、純収益額、配当金などを集計し精算した月次決算報告書を作成して、利害関係者が閲覧できるように提供します。
- ② 前項により、「提供者」に配当する収益金額は、翌月25日に一括で支給処理します。
- ③ 上記の配当金額は、売上の純収益額が10,000円を超過する場合に1,000円単位で精算して、登録口座に支給処理し、ポイント額は「提供者」のマーケット・アカウントにポイントで支給処理します。

第31条 コンテンツ登録の制度

- ① 当社が提供する「ソリューション」に基づいて制作されたスマートコンテンツは、当社は運営するマーケットに登録された場合、コンテンツについて著作権の管理および保護サービスを提供します。
- ② 前項により、マーケットに登録されたスマートコンテンツ製品としても、「提供者」が退会するか、2年以上活動を中止する場合は、当該コンテンツの陳列および販売を中断できます。なお、「提供者」の売上分析・収益配当などのサービスが中断される可能性があります。

第32条 提供者の義務(使用者支援)

- ① スマートコンテンツの提供者は、自分が登録した製品の機能とサービスを持続的にメンテナンスおよび管理し、製品を改善と発展しなければなりません。

- ② スマートコンテンツの提供者は、自分が供給する製品の使用者が直面した問題を解決するために、最大の努力をしなければなりません。

第33条 第三者の知的財産権侵害

- ① スマートコンテンツの提供者は、自分が提供する製品と関連資料などを通じて第三者の知的財産権を侵害してはいけません。
- ② スマートコンテンツの提供者が、当社のマーケットを通して供給するコンテンツおよび商品が第三者の知的財産権を侵害する場合、当社はでは責任を負いかねます。

第4章 申込の撤回、契約解約および利用制限

第34条 申込の撤回

- ① 当社と有料サービスのご利用に対する契約を締結いただいたお客様は、購入日から5日以内に契約の解約ができます。ただし、購入品目がサービスの使用権であり、購入後に使用権が使用された場合は解約および払戻しができかねます。
- ② 前項にもかかわらず、次の項目に該当する場合は、お客様は当社の同意なしで契約を一方的に解約できかねます。
 - 1. お客様の過失により財産などが消滅または毀損される場合
 - 2. お客様が使用権を使用または一部使用いただいた場合
 - 3. その他の取引関連法律で定められた場合
- ③ お客様は①または②に規定にかかわらず、有料サービスの内容が表示・宣伝と違うか契約内容が異なる場合に当該サービスの加入日から5日以内に、あるいはその事実を認知できた日から7日以内に書面(電子書面を含む)や電子メールで契約の解約を要請できます。

第35条 申込の撤回などの効果

- ① お客様が申込の撤回または契約の解約をいただいた場合、当社は迅速にお客様の有料サービスを回収または削除し、作業日から営業日基準14日以内にお客様に代金を払い戻します。

- ② この場合、当社が正当な理由なく営業日基準14日を過ぎて払い戻しを遅延したら、遅延期間に対して消費者保護に関する法律で定められた利率を掛け算して算定した遅延利子を支給します。
- ③ 当社は上記の代金を払い戻しする過程で、お客様がクレジットカードなど、消費者保護に関する法律で定められた決済手段で決済をいただいた場合、迅速に当該決済手段を提供した事業体に代金の請求を中止または取り消しするよう要請します。ただし、当社が既に決済代行業体から代金の支給を受けた場合は、代金を決済代行業体に返金し、お客様にその内容を通知いたします。
- ④ 当社は財貨などが既に一部使用または消費された場合にはその財貨などの一部使用または消費によってお客様が得た利益またはその財貨などに要した費用に相当する金額をお客様に請求することができます。

第36条 お客様からの退会および解除

- ① お客様はサービスの利用契約を解除(以下「退会」)できます。お客様が退会のお申し込みを行うと、当社は本人確認の後、申込者がお客様本人と確認された場合に限り、お申し込みを承認します。
- ② お客様は退会を希望する場合は、カスタマーセンターおよびサービス内の会員退会の手続きを経て退会できます。

第37条 当社からの解除

- ① 当社はおお客様がこの規約で定めたお客様の義務を違反した場合、お客様に事前通知後、契約を解除できます。ただし、お客様が現行法を違反、故意または重大な過失により当社に損害を与えた場合は事前通知なしで契約を解除できます。
- ② 当社が利用契約を解除する場合、当社は口頭、書面、電子メールあるいはこれに準ずる方法で次の項目をお客様に通知いたします。
 - 1. 解除理由
 - 2. 解除日
- ③ ①の契約の解除理由に関連して、お客様は有料サービスの使用权を消失し、

これについて払い戻しおよび損害賠償を請求できません。

第38条 お客様に対するサービスの利用制限

- ① 当社はお客様に次の項目に従いお客様のサービスの利用を制限できます。利用制限が行われる具体的な理由は第40条により、個別使用权の運営政策で定めます。
 1. 使用权の一部制限：一定期間中に使用权機能の一部を制限
 2. 使用权の利用制限：一定時間あるいは永久に使用权の利用を制限
 3. アカウントの利用制限：一定時間あるいは永久にアカウントの利用を制限
 4. 会員の利用制限：一定時間あるいは永久会員のサービス利用を制限
- ② 当社の利用制限に正当な理由がある場合利用制限により発生したお客様の損害を賠償しかねます。

第39条 暫定措置としての利用制限

- ① 当社は次の項目に該当する問題に対して調査が完了するまでお客様の使用权あるいはアカウントの利用を制限できます。
 1. アカウントのハッキング・盗用のお問い合わせが受け付けられた場合
 2. 不法使用权の利用など違法行為として合理的に疑われる場合
 3. 上に準ずる理由で、その他に利用制限が必要な場合
- ② ①の調査が完了した後、正常利用者として確認されたお客様には、サービスの利用期間に比例して一定のポイントを支給し、制限された期限はサービスの利用期限を延長して補償します。ただし、①の項目に該当する違法行為者と判明した場合はこの限りではありません。

第40条 利用制限の利用と手続き

- ① 当社は違反行為の内容、水準、回数、結果などの全般的な具合を判断して利用制限が行われる具体的な利用と手続きを運営政策で定めます。
- ② 当社が第38条で定めた利用制限を行う場合は、お客様に書面、電子メール、

口頭で通知するか、使用权の初期画面あるいはサービスのホームページに掲載して次の項目の内容を通知します。

1. 利用制限の理由
2. 利用制限の種類と期限
3. 利用制限に対する異議申し立ての手続き

第41条 利用制限に対する異議申し立ての手続き

- ① お客様が当社の利用制限に異議を申し立てる場合は、制限通知日から14日以内に異議申し立ての理由などを記入した申立書を書面、電子メールあるいはこれに準ずる方法で提供できます。
- ② 当社が①の申立書を受け付けた場合、受付日から14日以内にお客様の申立書に書面、電子メールあるいはこれに準ずる方法で回答をお送りします。ただし、異議申し立ての理由が14日以内に回答できかねる場合、お客様にその理由と処理日程を通知します。
- ③ 当社は上記の回答の内容に従い、相応の処置を行います。

第5章 損害賠償および払い戻しなど

第42条 損害賠償

- ① 当社の故意過失あるいは重大な過失により、お客様に損害を与えた場合、当社はお客様の損害を賠償する責任があります。
- ② お客様が本規約を違反して当社に損害を与えた場合、当社はお客様に損害の賠償を請求することができます。

第43条 払い戻し

- ① お客様が購入いただいたポイントのお払戻しは、50%以上が使用された場合にできます。ポイントの残額中に当社が提供したポイント、口座振替および決済代行社の手数料などを差し引いた金額を払い戻します。差引金額が残額より大きい場合、差し引いた金額が1,000円未満である場合、払い戻しできかねます。
- ② 継続的利用契約のお客様の場合は、使用权中にお客様が既にご利用いただい

た部分に達する金額(各商品別に、使用金額の算定基準は購入前に通知いたします。)を除外した、残りの金額の中で10%あるいは残りの金額が1,000円未満であると、差引金額を除外し、最終金額を払い戻します。差引金額が残額より大きい場合は払い戻しできかねます。

- ③ 現行法令および重大な規約違反などのお客様の帰責事由により、利用契約を解除する場合、払い戻しできかねます。
- ④ 社会通念上に合理的ではないと判断される理由に対しても払い戻しできかねます。

第44条 当社の免責事項

- ① 当社は戦時、不測の事態、自然災害、非常事態、現在の技術力で解決できない技術的欠陥、その他の不可抗力により、サービスを提供できかねる場合には責任を負いかねます。
- ② 当社はお客様の帰責事由によるサービスの中止、利用不可、契約解除に対して責任を負いかねます。
- ③ 当社は通信会社、サーバー・レンタル会社が通信およびサービスを中止するか、提供不可になってお客様に損害を与得た場合、当社の故意過失あるいは重大な過失がないと責任を負いかねます。
- ④ 当社は事前に通知されたサービス設備のフェールオーバー、メンテナンス、交替などの理由でサービスが中止するか、利用不可になる場合、当社の故意過失あるいは重大な過失がないと責任を負いかねます。
- ⑤ 当社はお客様のPC環境により発生する全般的な問題、ネットワークの問題が発生する場合、当社の故意過失あるいは重大な過失がないと責任を負いかねます。
- ⑥ 当社はお客様あるいは第三者が提供するコンテンツ(アプリプログラム、電子書籍、ウェブコンテンツなど)とウェブサイト上に掲示または配信した情報、資料、事実の信頼度、正確性などについて当社の故意または重大な過失がない限り、責任を負いかねます。
- ⑦ 当社はお客様間に、またはお客様と第三者の間に発生したサービスに関する

紛争に介入する義務はありません。なお、これによる損害の賠償に関する責任を負いかねます。

- ⑧ 当社が提供するサービスの中で、無料サービスをご利用中に発生する問題に対して当社の故意あるいは重大な過失がない限り責任を負いかねます。
- ⑨ 本サービスの一部は他の事業者が提供するサービスを通して提供されることがあります。この場合、他の事業者が提供するサービスにより発生する損害に対して当社の故意あるいは重大な過失がない限り責任を負いかねます。
- ⑩ 当社はお客様がサービスをご利用中に期待していた結果が得られなかった場合や結果を消失したことに対して責任を負いかねます。また、サービスを取捨選択またはご利用により生じる損害について当社の故意あるいは重大な過失がない限り責任を負いかねます。
- ⑪ 当社はお客様のサイバー財産、ポイント、等級などの損失に対して当社の故意あるいは重大な過失がない限り責任を負いかねます。
- ⑫ 当社はお客様のPC不具合による損害が発生した場合、個人情報及びメールアドレスを不正確に記入、または未記載により、損害が発生した場合について当社の故意あるいは重大な過失がない限り責任を負いかねます。
- ⑬ 当社は関連法律、政府政策によりサービス自体あるいはサービスの利用時間を制限できます。このような制限事項により発生する問題に対して責任を負いかねます。

第45条 お客様の苦情処理および紛争解決

- ① 当社は、お客様の便宜を考慮し、お客様のご意見と苦情を提示する方法を使用権の初期画面及びサービスのホームページでご案内します。当社はこのようなおお客様のご意見と苦情を処理するための専担組織を運用します。
- ② 当社は、お客様から受け付けられる意見や苦情が正当と認められる場合、合理的な期限内に迅速に処理します。ただし、処理期間が長くなる場合、お客様にその理由と処理日程を通知します。
- ③ 当社とお客様の間に紛争が発生し、他の紛争調整機関が紛争を解決する場合、当社は利用制限の履歴などを誠実に証明し、調整機関の調整に従います。

第46条 お客様への通知

- ① 当社がお客様に通知する場合、お客様が記入したメールアドレス、電話番号、電子メールなどを活用できます。
- ② 当社がお客様全員に通知する場合、当社のウェブサイトの初期画面に3日以上当社の運営するサイトの初期画面に掲示や、ポップアップ画面などを示すことで①の通知に代えることができます。

第47条 裁判権および準拠法

本規約は「当社」とお客様(使用者を含む)の間に発生するサービス利用に関する紛争に対しては大韓民国法を適用し、紛争による訴えは法律上の「当社」の所在地を管轄する大韓民国の裁判所に提起します。

付則：

2021年4月1日 発効